

タイ国における教育職員免許制度 －制定経緯・概要・課題

堀内 孜

Teachers and Educational Personnel License System in Thailand
- Its Process of Establishment, Outlines and Problems

Tsutomu HORIUCHI

Accepted December 18, 2008

抄録：本論は、タイ国において 1999 年国家教育法の規定を受けて創設された教育職員免許制度について、その制定経緯を明らかにし、制度概要を分析し、もって教員養成制度改革としての課題を検討することを目的としている。それまでタイ国においては、教職専門科目や教育実習の履修が教員採用試験の受験資格として求められていたが、この新制度によって教職の専門職基準に基づく免許制度に移行することになった。この制度の特徴は、免許種別が教員だけではなく、学校管理職、地方教育行政官、指導主事を対象とする 4 種とされたこと、5 年間の研修や職務評価による更新制を含むところにある。また併せて大学の教員養成課程が 4 年から 5 年に延長され、そのカリキュラムが新たに設定された教育専門職基準に基づくものとされ、教職の質的向上が図られたが、新たな資格に対応する教職へのインセンティブが十分ではなく、その定着に課題を残している。

索引語：タイ国の教育、教員免許制度、教員養成、教育専門職基準、教育職員審議会

Abstract : This paper aims to examine the teacher and educational personnel license system in Thailand as stipulated by the National Education Act in 1999. It consists of the process of establishment, the outline of the system, and some problems in the reform of the teacher education system. It was required for anyone wishing to be a school teacher in Thailand to complete the necessary teaching professional subjects and teaching practice for qualification to apply to the teacher employment examination previously. After setting up a new system, it has changed to the license system based on educational professional standards. The characteristic of this system is to consist of four kinds of license not only for teachers, but also for educational institution administrators, educational administrators, and educational supervisors. Also, it has a 5 year renewal system of license by professional training records and job performance. At the same time, pre-service teacher education programs in universities have been extended from 4 years to 5 years. The new curriculum of this teacher education program should be based on educational professional standards to improve the quality of teachers. As the incentive to new teaching profession in these systems is not enough, there are some problems in running these systems effectively.

Key Words : Education in Thailand, Teacher License System, Teacher Education, Educational Profession Standards, Teachers and Educational Personnel Council

1. タイ国教育改革における教員養成改革

(1) 1990年代の教育改革－1997年憲法と1999年国家教育法

タイにおける1990年代は激動の時代であった。チャチャイ内閣に対する1991年の軍事クーデターとその後の反軍事政権の民主化運動は、タイが1980年代の経済成長によって中間階層を増大させ、国民社会の成熟度を増してきたことを示すこととなった。90年代は東西対立の終焉から一層の国際化、情報化が進展し、グローバル・スタンダードに基づく国家運営が世界的に求められる時代であり、タイにおいても民主的な政治体制の構築と共にグローバリゼーションとローカライゼーションのバランスを指向する社会運営が課題とされた。それは外国からの投資と実体経済との乖離に起因する1997年のバース暴落による経済恐慌を経ながらも同年の憲法制定に結実化された。

336条から成るこの97年憲法は直接教育に関わる条項として次の4カ条を含んでいる。

第42条 人は学問の自由を有する。

学問的な教育、授業、研究および研究発表は、国民の義務あるいは善良の風俗反しない限り、保護される。

第43条 人は国が無料で遍くかつ良質に整備する12年以上の基礎教育を受ける権利を有する。

国の教育運営では、法律の規定に基づき、地域の行政機関および民間の参加に留意しなければならない。

国の監督下における専門機関および民間の教育運営は、法律の規定に基づき保護される。

第69条 人は法律の規定に基づき、国を防衛し、兵役に就き、納税し、公務を援助し、教育を受け、また国の文芸および伝統技能を継承し、自然資源及び環境を保全する義務を有する。

第81条 国は道徳をともなう知識促進のための教育運営および民間教育の支援、国家教育に関する法律整備、経済および社会の変化に則した教育改善、国王を元首とする民主主義制度の政治行政に関する知識および意識の確立、様々な分野における研究調査の支援、国家開発のための科学技術促進、教職者の振興、ならびに伝統技能、国の芸術および文化の振興を図らなければならない。

(訳文は、週刊「タイ経済」編集部『仏暦2540年(西暦1997年)タイ王国憲法』、タイ経済パブリッシング、1997、による。)

1980年代の経済成長を受けて教育の質的高度化と量的拡張が模索されてきたが、この憲法の制定をもってその教育改革は加速化し、その全体的な枠組みとしての新たな法制度が必要とされ、1999年に「国家教育法(National Education Act)」の成立をみるに至った。この法律は、首相府NEC(National Education Commission)を中心に、丸2年間をかけ、教育省、大学省そして議会の間の協議、調整を重ねて同年の7月1日に国会を通り、8月14日に国王の署名をえて公布された。この間、数度に及ぶ法案の修正がなされたが、それは本法が義務教育年限の延長をはじめ、中央、地方の教育行政機構の抜

本的見直し、教育行政における地方分権の拡大、高等教育機関の自律化、教育機関に対する外部評価システムの導入、そして教員や教育行政官の免許制度の導入、教職員給与等に関する立法措置や人事行政の地方分権化といったそれまでの教育システムを大きく転換していく内容を含んでいたがために、種々の利害調整が必要とされたからといえる。

タクシン・シナワトラ内閣の成立（2001年）による政権交代もあって、本法が規定する諸改革は必ずしも「予定通り」に進捗してきたわけではないが、現在に至る過程で9年制義務教育、12年間の無償教育、教育省の再編、「教育事業地区」の設置による教育行政の地方分権化、そして教育関係職員免許制度と5年課程教員養成等が具体的に展開されてきた。経済恐慌からの回復を図りつつもタイの政治状況は、南部イスラム分離主義者によるテロの活発化や2006年9月のタクシン追放の軍事クーデター、2007年12月の総選挙とタクシン派の勝利、そして現在（2008.9.）の反政府運動の高揚と決して平坦ではなかったが、またそれによる教育改革の遅滞も認められたが、国家教育法によって規定された制度改革は基本的に実施されて現在に至っている。

（2）教育の質的向上課題と教員養成改革

1990年代のタイは国民社会の政治的成熟と経済的なグローバル化に対応する変革を求められた。それは1999年に国家教育法が制定されたことの背景でもあり、またタイに限らず東西2極構造が瓦解した1990年代の国際社会からの要請でもあり、そしてまた1997年の国際的経済恐慌がタイのバース暴落から起こったことから示されることである。このことから教育においては、王制と仏教信仰を国家維持の柱組みとしつつも、一層グローバル化する国際社会の中で外国からの投資によって支えられてきた経済を構造的に転換させ、国民社会の質的高度化・向上を図ることが改革課題とされた。先進諸国における取組みを「モデル」としながら、タイがそれらの国と同様に「参加」と「評価」を機軸とする社会運営システムの構築を課題としたことは、腐敗政権に対する軍事クーデターと市民層・中間階層による民主化運動の高揚、そして外国依存経済の破綻と実体経済の再構築へと進んだ1990年代のタイにとっては必然であったとも言える。

この課題からする教育改革は、国家教育法において次の5点をその主要な領域とした。

第1は学校教育の基本を教師中心から学習者中心に転換することである。仏教規範によって現在まで教師の権威が広く社会的に維持されてきたタイにおいては、学校教育における教師の教授活動を革新することが困難であり、授業は教師の個人的裁量に大きく委ねられてきた。このことが教育改革の遅滞を生み出してきたとの理解から、学校における教育の基本的な考え方の転換が国家教育法において強調されている。即ち、「全ての学習者が最も大切であると見做され」（22条）、「個人の違いを認めた学習者の関心、適性に応じた内容と活動の提供」（24条—1）が求められた。

第2は、大胆に学制改革を推進することである。タイでは貧困農村地域を中心に初等教育高学年でのドロップ・アウトが解消できず、また低学年を中心に高い留年率が認められ、初等教育への完全就学が大きな教育政策課題とされてきた。だが90年代を通して中等教育への進学率が急騰し（1990年の53%から1998年の91%へ）、国民の教育意欲の高騰を背景に義務教育の6年から9年への延長と、更に基礎教育を12年間と規定し、この期間を無償とした。

第3は教育の「地方分権化」を促進することである。タイでは首都バンコクと観光都市パタヤを除いて首長は公選ではなく、内務省官僚が任命され、一般行政そのものにおいて地方自治制度がとられていない。教育においても教育省各局が各県やその下のテサバーン（市町村に相当）単位に出先機関

を設置しタテ割の行政システムとなっていたし、更に内務省―県知事の所管する教育行政機関が設置されていた。このため行政機構の肥大化だけではなく、教育政策の一元的な遂行が困難であり教育実施の遅滞が著しいものとなっていた。教育行政機構の改革としては、まず中央レベルにおいて教育省が大学省と首相府に置かれていた国家教育委員会庁を吸収した「教育宗教文化省」（2002年12月の国家教育法改正によって教育省となる）となり、2003年7月の教育省改組法において14の局（庁）が「次官官房」と「基礎教育庁」「高等教育庁」「職業教育庁」「教育審議会庁」の4つの委員会事務局とに再編された。地方レベルにおいては高等教育を除く全ての教育機関を所管する175（後に3つ増え、現在は178）の教育事業地区を設置して一元化された。地区には地区委員会と事務局が置かれ、この委員会は地域住民や親の代表を含む各界の代表者によって構成され、基礎教育機関の設置や廃止、管理・監督をはじめ広範な権限が与えられることになった。

第4には、教育水準と教育の質的保証（Quality Assurance）を図ることであり、そのための評価機関（教育水準・教育質的保証評価事務局）の設置が定められた。この機関によって全ての教育機関は5年に1度の評価を受けることが義務づけられることになった。

そして第5として打ち出されたのが、教員養成改革である。タイにおける教員養成は、前身が師範学校―教育大学である全国40の地域総合大学（Rajabhat University）と国立総合大学の教育学部においてなされ、教員になる「資格」としては「タイ国籍を有すること」「18歳以上であること」等の14項目の一般的な規定（国立学校教員法）の他、大学卒―学士号の所持、18単位以上の教職科目の履修、1学期―16週間以上の教育実習の修了が国立学校教員採用試験の受験資格として求められていた。だが実際には「無資格」の非常勤講師が多く採用されていたり、不足する教科の教員に対しては例外規定が適応されたりしており、また公務員と同等の給与ではあるが昇給等の面で待遇が悪いとされていたことから教員の質的向上が長年の教育改革課題とされてきた。国家教育法はその第53条*で教育職員免許制度の導入を定め、高等教育機関以外の教育機関教職員にその所持を求めるものとされた。注目すべきは、教員だけではなく学校管理職者、教育行政職員、指導主事等その他の教育職員の4種の免許を定めたことである。そしてこのための組織として教員審議会とその事務局を設置し、免許の発行、取消し等の権限を付与するものとした。そのために法制定を必要とし、2003年6月に「教員及び教育職員審議会法（Teachers and Educational Personnel Council Act）―教員審議会法と略」が制定された。そしてこの免許制度の創始に合わせて、教育学部の修了年限が4年から5年に引き上げられ2004年度の入学生から適応されることになった。

*国家教育法第53条

教員、学校管理職、教育行政官のための専門職団体が組織される。この組織は、教育省の管轄下の専門職審議会により運営される独立組織としての地位を有する。この団体は、専門職基準の設定、免許状の発行と取り消し、専門職基準と倫理の維持の監督、および教員、学校管理職、教育行政官の専門職性の発展に関して権限を有し、義務を負う。国立および私立部門双方における教員、学校管理職、教育行政官およびその他の教育関係職員は、法律の規定による専門職免許を取得しなければならない。

教員、学校管理職、教育行政官およびその他の教育関係職員のための専門職団体の設置、必要な資格の決定、専門職免許の発行と取り消しに関する基準と手順は、法律によって明記されるものでなければならない。

第2段の内容は、インフォーマル教育機関や第18条(3)の教育機関（*ノンフォーマル教育機関）の教育職員、教育事業地区よりも上位の教育行政官、および専門的な教育リソース提供者には適用しない。

この条項の規定は、学位授与段階の高等教育における教員、学校管理職、教育行政官には適用しない。

以上、国家教育法の規定に基づいて展開されている教育改革の概要を5点示したが、グローバル化が進む中で、先進主要国の先行制度を参考にしながら多面的な改革を同時に展開しようと企図したことが理解できる。この中で、義務教育年限の延長や教育の質的保証、そして学習者中心主義への転換を図る上で不可欠とされたのが教員の質的向上と量的調整・確保であった。

2. 教育職員免許制度の創設の背景と展開

教職の振興とその専門的基準の向上については、1997年憲法第81条及び国家教育法第9条4項において求められ、また同法53条において教職に対する免許制度とそのための組織の設定が規定された。既に示したように、タイでは教員資格が国立学校の採用試験受験資格としてのみ規定され、またその運用も必ずしも厳格になされてこなかった。また給与等の待遇の不十分さや教員養成機関の水準の低さから、国家教育法の求める教育改革の展開にとって教員の質的向上は不可欠な要件と認識されていた。1997年経済恐慌を経たIMF下での経済再建が求められる中で、教職の高度化やそのための待遇改善を図ることは容易ではなく、また民主党のチュアン内閣から愛国党のタクシン内閣への政権転換も要因となって、この改革の具体的な展開における政府の方策は必ずしも一貫したものではなかったが、具体的な法整備がなされるに至った。

その第1は、タクシン内閣の下、2003年6月11日に制定された教員審議会法である。教育関係職員の免許制度の枠組みについては国家教育法第53条において規定されていたが、その具体的な内容については多くの検討が必要とされ、当時首相府におかれていた教育政策の調査研究機関たる国家教育委員会庁に置かれた教員養成改革機構（Teacher Education Reform Office）が主要先進国の教員免許制度の比較調査も含めた検討を行い、この法制定に至った。この教員審議会法において、法制定の目的として次の2点が示されている。

- ① 91年憲法第81条による教職の発展と国家教育法第9条による教員及び教育職員の専門職基準の促進
- ② 1945年教員法による教育省内諸組織の国家教育法第53条及び同法第73条（3年以内の免許制度の創設）に応じた教員専門職諸組織への転換

1. 専門職基準を設定する権限と責任をもつ「タイ国教員審議会」と称される教員及び教育関係職員審議会は、専門職のための免許を発行しまた失効させ、専門職基準、倫理規定、専門職発展への対応を監視し、監督する。

2. 専門的教育者及び教育担当者の利益、福祉及び安全を促進する権限と責任をもつ教員及び教育関係職員利益、福祉促進委員会事務局は、教育省による教育管理の促進と支援を包摂する。

この教員審議会法は1945年に制定され、その後1980年まで5回にわたって改正されてきた教員法を廃止して制定されたが、「教員審議会」（その事務局—教員審議会庁はタイ語でクルーサパーと呼ば

れる。以下、この教員審議会庁をクルサパーと表記)を改組し、教育職員免許の発行等や専門職基準の設定等の業務を担わさせることとなった。この教員審議会法の制定1ヵ月後に教育省改組法が制定され、教員審議会が教育省に属する法人機関として位置づけられた。

国家教育法制定後、この教育職員免許制度の創設については免許制度の運用を担当する機関に関する教員審議会法と教育公務員の人事や身分取扱に関する法の制定が検討されてきた。そして教員審議会法制定の翌年、2004年12月21日に「教育公務員及び教育職員規律法(Teacher Civil Service and Educational Personnel Regulations Act)―以下、教育公務員法と略)」が制定された。この法は教育公務員の定義と範囲を定め、その身分や待遇、また規範や規律について規定しているが、それらの実務を所掌するのがタイ語でゴークソーと言われる教育公務員審議会(Teacher Civil Service and Educational Personnel Commission)であり、その事務局は教育省次官庁におかれる。

免許制度の具体的な制度設計がこの2法の制定によって可能となり、クルサパーを中心に具体的な諸問題の検討が進められた。第1はこの免許制度を運営する上で基礎となる「教育専門職基準」の設定である。教員審議会法の規定内容を具体化した「試案」が2005年4月にクルサパー事務局に設置された専門職基準課から示され、9月5日に「専門職基準及び倫理に関するタイ国教員審議会規則(Regulation of the Teachers Council of Thailand on Professional Standards and Ethics B.E.2548-2005)」が公示されることによって「専門職基準」の確定版が10月に出された。この「教育専門職基準(Education Professional Standards)」は免許が必要とされる4種の職(教員、学校管理職、地方教育行政職、指導主事等)別に設定され、次の3領域における基準が示された。

- ①専門的知識・経験(Professional Knowledge and Experience)
- ②業務遂行(Performance)
- ③品行(Conduct)

第2は現在の教員に対する免許交付のあり方であり、またディプロマ(短大卒)資格の現職教員に対してもどのような条件をもって交付するかが問題とされた。議論として免許交付に際して全ての現職教員に一定の研修を義務づけること、またディプロマ資格教員については免許交付までに地域総合大学等で研修プログラムを提供することなどがあったが量的に対応することが極めて困難であることから見送られた。ただディプロマ資格教員については免許取得後、5年以内に学士号の取得が義務づけられた。そして最終的には、教員審議会法第88条の規定する移行措置によって法制定から3年以内は現職教員が免許を所持していなくても有資格者とみなされることを踏まえて、全ての現職教員(短大卒教員や非正規教員を含む)に自動的に免許が交付されることとなった。また具体的な免許発行業務の遅れから、この規定による3年間の移行期間(2006.6.11.まで)が1年間延長され、2007年6月11日までに申請する現職教員に交付されることとされた。

そして第3は免許更新のあり方についてである。免許制度に更新制を含むことは合意されていたが、その更新期間や更新内容、手続き等については種々の案が検討されてきた。だが2004年12月に「専門職免許に関するタイ国教員審議会規則(Regulation of the Teachers Council of Thailand on Professional Practice License B.E.2547-2004)」が公示され、その18条において免許の「有効期間」を5年とすることが規定された。

こうして現職教員に対する免許状の交付準備が進められ、免許証書と「スマート・カード」と呼ばれる一種のIDカードとが順次交付され、2006年6月に約17万人の教員が、そして「期限」とされた2007年6月11日までには全員の463,500人に交付された。免許の交付料についても多くの論議がな

されたが、2003年の法制定時に示された600パーツが、2005年1月の教育省告示により500パーツに変更され、更に3月にその改訂告示によって2007年6月11日までに申請する現職者については免除されることとなった。

3. 教育職員免許の種別と要件

タイの新しい免許制度の最大の特徴は、免許種別が教員だけではなく他の教育関係職員を含む次の4職種に対して設定されたことである。この免許の保持が必要とされる4職種について、その範疇と免許取得に求められる要件、「教育専門職基準」における「知識と能力の要素」を以下に示す。

①教員 (Teachers)

この教員は、国立及び私立の幼稚園から初等、中等教育機関及び学位授与機関を除く高等教育機関に勤務する教授担当者であり、教育学士号取得者かクルサパーによって認証される同等の資格が必要とされる。因みにタイでは既に国立学校教員の資格として短大一デイプロマ資格が廃され、大学の教員養成課程は4年課程か短大一デイプロマ資格者に学士号を与える後期2年課程のみの開設となっており、これも2004年度入学者から5年課程に転換されている。

「教育専門職基準」において求められる専門性の内容としては、次の9点が明示されている。教員として必要な言語と技術、教育課程開発、学習管理、教員として必要な心理学、教育測定・評価、学級経営、教育調査研究、教育革新と情報技術、教職の本分。

②教育機関管理職者 (Educational institution administrators)

この教育機関管理職者は、1と同じ機関—学校の校長、副校長を指している。その基礎資格としては教育経営に関する学士号取得者かクルサパーによって認証される同等のもの、またはクルサパーの認証する教育機関経営（学校経営）に関する研修コースを修了することとされている。国家教育法の規定を具体化する構想が明かにされた1998年頃から、校長等の学校管理職者に対して教育行政・学校経営に関する修士号がその免許資格として求められるとの情報が流布し、タイで教員養成を主に担う地域総合大学の幾つかでその修士課程が設置され、多くの現職校長等が修学したが、結果としてこの修士資格は見送られることとなった。このため地方の地域総合大学ではこの修士課程の入学者は減少しているが、大学院教育の拡充もあってバンコクでは依然として多くの校長等が修学している。

この学校管理職者に求められる「教育専門職基準」における専門性の内容は、次の10点である。教育経営の原理と過程、教育政策と計画、学術的な経営管理、管理・財務・資材調達・建築に関する経営、人事管理、児童・生徒管理、教育の品質管理、情報技術管理、外部及び地域社会交流管理、学校管理職者としてのモラルと倫理。

③教育行政職員 (Education administrators)

この教育行政職員は、教育事業地区レベルにおける教育機関以外の教育行政機関に勤務する者で、中央の教育省に勤務する職員は含まれない。具体的には国家教育法によって新たに設置された全国178の教育事業地区 (Educational Service Areas) の所長、副所長、約800名を意味している。

基礎資格として求められるのは、研修コースが「学校経営」ではなく「教育行政」とされる以外は②の学校管理職者と全く同じである。そしてまた求められる「教育専門職基準」における専門性の内容も、次の10点とされている。つまり、教育経営の原理と過程、教育政策と計画、教育の行政と経営、

資源管理，教育の品質管理，教育指導行政，教育課程開発，情報技術管理，教育調査研究，教育行政職者としてのモラルと倫理，であるが，これも学校管理職者に求められるものと大変類似したものである。

④教育省規則により規定された他の免許専門職（Other licensed professions as specified in the ministerial regulations）

このカテゴリーは今後において教育省規則によって設定されるものであるが，先の「教育専門職基準」においてはこの「職」を「指導主事（Educational Supervisors）」としており，クルサパーの説明においても教育事業地区に配置される教育指導，教育計画立案，教育課程開発等に従事する専門家が想定されている。

この免許の基礎資格は4種の免許の中で最も高位とされ，修士号またはそれと同等の学位の所持か，それに代わるクルサパーの研修コースの修了が必要とされる。だが教員免許と同様に2007年6月11日にこの職にある者に対しては，修士号をもっていなくとも免許は交付されたが，それ以降においては基本的に修士号の保持が求められる。求められる専門性の内容としては，教育における指導助言，教育政策と計画，教育課程開発及び教授開発，教育の品質管理，教育の行政と経営，教育調査研究，学術的な知識・概念・理論・著作の伝達に関する戦術，情報技術管理，指導主事としてのモラルと倫理，とされている。

またこの4種の免許を申請する者に共通に求められる資格として，教育審議会法はその第44条において次のように規定している。

①満20歳以上

②教育学士号またはクルサパーによって認定されたそれと同等の資格

③1年以上の教育課程に対応する教育機関における教育実習（Practical Training）の修了及びクルサパーの設定する規準，手順，条件に対応する教育実習要件の充当

なお教育公務員法は第30条で，教育公務員としての教育職員の資格について「タイ国籍」，「政党の役員でないこと」等13項目を規定しているが，そこでは年齢資格を満18歳以上としている。これは教育公務員たることの基礎資格であり，免許職以外の教育公務員（教育技術職員）が存在することからする違いと理解できる。

またこの創設された免許は，日本のように学校種別，教科別になっておらず，教員養成課程も初等，中等の別になっていない。教員養成課程において「タイ語」や「数学」という専攻がおかれ，学生も主専攻，副専攻としてこれらを履修することになっているが，このことと免許とは連動しておらず，学修内容は各大学が認定書をもって証明する形となっている。教員養成課程を修了する学生の免許状の申請は大学が取りまとめてクルサパーに提出し，クルサパーから各個人に交付されることになっている。ただ4年課程の教員養成課程学生は2007年3月に卒業し，全員が免許を取得したので，実際には2009年3月に卒業する5年課程の第1期生から種々の基準が適応されることとなる。

4. 教育職員免許の更新制度

日本においては，2009年度から教員免許の更新制の導入が予定されているが，未だ種々の問題が解決されていない。その中心は，毎年10万人程度の更新予定教員に対して30単位相当の更新研修を量

的、質的にどう設定するかにある。こうした点に関して、タイが先進諸国を参考に設定した更新制度は示唆的といえる。

既に制度設計の経過については示したが、その概要は次の通りである。

まずこの更新制が教育・教員の質的保証（Quality Assurance）の観点から考えられてきたことを確認することが必要である。免許制度の調査研究を担当した O E C（教育審議会庁）は、2003 年教員審議会法の成立を受けて教員の研修スキームの開発に着手した。それまでタイにおける教員研修は大学等の外部機関のセミナーやワークショップへの参加がほとんどであり、学校の具体的な教育課題解決に結び付くことはなかったし、外部において得られたものを学校に持ち帰って同僚教員に伝達することも考えられなかった。こうした状況において O E C が検討、開発しようとしたのは校内での研修、研究システムであり、S B T（School Based Training）と呼ぶ校内において教員が課題解決的に協働する研修システムや S B I T（School Based In- Classroom Training）という学級内での授業研究であった。これは教育改革の柱とされた学習者中心主義から教育—教員の質的保証を図ることをねらいとするものであるが、タイの教育風土、学校—教員文化からその具体化は容易ではない。

このように教員の質的向上を研修によって恒常的に図り、加えて教員の表彰制度（National Teacher Award 等）も含めた教員の評価システムを構築することが検討される中で、教員の免許更新制の基本的な考えがまとめられた。更新期間—年限については様々な案が提示されたが、先に示したように 2004 年 12 月の規則によって 5 年毎の更新として確定されるに至った。また 2003 年教員審議会法制定時に 200 パーツと示された更新申請料は、2005 年 1 月の告示によって確定された。

免許更新の方式は日本のような更新時において講習の受講を課すものではなく、5 年間の教職活動・経験の総合的な評価によるものとされた。2004 年 12 月に出された専門職免許に関する教員審議会規則において免許更新の期間や更新手続きについては規定されたものの、その更新内容については 19 条においてクルサパーによる証明の必要性が述べられるに止められた。2006 年 6 月段階ではクルサパーの認定する各種のセミナー等研修への参加や種々の活動を累積させ、それに関するレポートをクルサパーが確認することで 5 年間で 150 単位（研修によって 1 日の参加を 1 または 2 単位とする）が認定されれば免許が更新できることが案とされた。だがその後「教育専門職基準」との関係が検討され、2007 年 11 月においてはそこで示された基準の観点との関係から、次の 3 領域を総合した評価、判定によるものとされた。

① 50 単位相当のセミナー等への参加

②業績（Performance）評価

③品行（Conduct）評価

これらの評価の具体については今後検討されることになっているが、この更新システムは次の特徴をもつものと言える。第 1 は、「教育専門職基準」の 3 領域に更新のための評価領域を重ねることによって、教員の専門職的職能評価の観点からの更新を明確にしたことである。第 2 は、5 年間の恒常的な研修や諸活動を評価対象とすることによって、教員の教育活動を継続的に向上させることに繋がり、免許更新の本来のねらい—教育・教員の質的保証の観点からの更新となることである。第 3 は、これらの評価主体を勤務校の校長とすることにより、今後設定が予定されている教員評価と結合し、この教員評価自体も円滑に運用できる見通しが立てられることであるとともに、校長等の力量向上としても機能させることが考えられることである。そして第 4 としては、5 年という短いサイクルにおいて、日本のように集中的に多くの教員に対する研修等の措置を必要としなくてもよく、実際の更新手続き

における時間、経費、労力における効率性や合理性が担保されていることである。

ただ上述したように、これまでのタイにおける教育風土や学校—教員文化からしてこうした評価システムが実効性を持つまでには相当の時間が必要と思われるし、こうしたシステムを受け入れる教員の意識変革が不可欠であることは確かである。逆にこのような恒常的な研修を自律的に遂行してきた日本の教員にとっては、新たに開始されようとしている更新システムよりこのタイで設定されようとしているシステムの方がはるかに意味のあるものと思われる。

5. タイの教育職員免許制度からの示唆

タイで創始された免許制度を「教育職員」免許制度とするのは、それが「教員」に対してだけではなく、加えて「学校管理職」「教育行政職員」「指導主事」の3職種をも対象とするものであるからである。それらに対して免許を出すことは、その免許基準—専門職基準の設定を必要としている。理念的すぎるきらいはあるものの、またこの3職の基準が多分に重複するものであることも確かであるが、異なる免許を設定したことは、それらの職務が異なる専門性に基づくものとの認識を前提としている。当初の考えが大きく修正され、現職者には全て自動的に免許が授与されることにはなったものの、校長等を教員とは異なる専門的職能を担う職と捉えることは、現在の日本における学校経営の自律性確立課題にとって極めて示唆的と言える。

日本においても学会（日本教育経営学会）レベルにおいては、自主的にこの学校管理職、スクール・リーダーの専門職基準の開発が進められているが、具体的な制度への反映が展望されているわけではない。この専門職基準の開発、確立と、それによる学校管理職の資格化と養成は、現在の日本が直面している教員の世代交代や学校経営改革の必要性から早急に検討され、着手されねばならない課題である。

また上述したように、日本の免許更新制はその現実性、効率性において余りに多くの問題を抱えている。自己革新を図る熱意や態度において、日本の教員は世界に類を見ない存在である。（このことが認識されていないのは日本においてのみである。）こうした教員に教員としての職務達成基準を欠いたままの「講習」によって免許を更新することは、壮大なロスを生み出すことにもなりかねない。

タイで始められようとしている5年単位の免許更新制度は、既に示したところであるが、教員評価と連動した3つの領域における評価認定をその基本としている。その1つが5年間の各種研修の累積を得点化（単位化）し、その得点（単位）をもって更新を認定するものである。タイにおける学校風土や教員文化からして、その形骸化が危惧されないこともないが、日本においては間違いなく大きな効果を生み出す方式と考えられる。つまり校内研修や様々な自己研修が活発になされている日本において、それを鼓舞し一層活性化することによって教員の職能成長を図ることができるし、人員、時間、費用等の面において特段の設定を加える必要はないことから実際の制度運用に優れている。

タイはその社会制度の整備状況から、日本に比べて資格制度が発達していない。教員の免許資格制度によって、教員が「免許専門職（licensed profession）」として社会的な地位を獲得することが企図されているし、そのために教員養成年限を他の職より長期の5年間とすることが同時に設定された。より高度な資格社会になりつつある日本においては、その専門職基準の確立とともに、免許制度の見直しが必要とされている。

(本研究は、科学研究費補助金—基盤研究 C による「タイ国における教育職員免許制度及び 5 年課程教員養成制度の実施課程に関する研究」、課題番号：17530567、平成 15-17 年度、研究代表者：堀内孜、の成果の一部である。)

参考文献

○邦文

- 堀内孜「教育大学の再編と地域社会開発における役割」『バンコク日本人商工会議所所報』337 号, 1990.3.
- 堀内孜「タイ国教育大学の改革動向とその質的改善課題」『日本教育行政学会年報』16 号, 1990.10.
- 堀内孜「タイ国教育大学の管理運営実態とその問題点」筑波大学大学センター『大学研究』7 号, 1991.3.
- 堀内孜「タイ国の今日的教育課題と教育政策」, 国立教育研究所『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究—中間報告書 (I)』, 1996.3.
- 週刊「タイ経済」編集部編『仏暦 2540 年 (西暦 1997 年) タイ王国憲法』, タイ経済パブリッシング, 1997.
- 堀内孜「タイ国における地方教育行政機構と親の学校参加」, 国立教育研究所『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究—中間報告書 (II)』, 1998.3.
- 堀内孜「タイ国教育の現況と課題」, 国立教育研究所『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究—最終報告書』, 1999.3.
- 堀内孜「タイ国小学校の教育課程と学校時間の特徴」, 『京都教育大学紀要 (A)』96 号, 2000.4.
- 堀内孜「タイ国の教員養成・教員資格・教員採用—制度, 実態と改革動向 (1)」, 『京都教育大学紀要 (A)』97 号, 2000.9.
- 堀内孜「タイ国の教員養成・教員資格・教員採用—制度, 実態と改革動向 (2)」, 『京都教育大学紀要 (A)』97 号, 2000.9.
- 堀内孜「タイ国地域総合大学における現職教育大学院の整備状況と問題点—教育行政専攻大学院における実態調査を通じて—」, 広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』3 巻 2 号, 2000.12.
- 米村明夫編『教育開発：政策と現実』, アジア経済研究所, 2001.3.
- 堀内孜「タイ国における教育改革と高等教育の再編」, 関西教育行政学会『教育行政財政研究』29 号, 2002.3.
- 堀内孜「タイの教師」, 日本教師教育学会編『講座・教師教育学・教師として生きる』, 学文社, 2002.10.
- 堀内孜「タイの教育改革と国家」, 篠原清昭編『ポストモダンの教育改革と国家』, 教育開発研究所, 2003.12.
- 堀内孜「タイの教員養成」, 日本教育大学協会編『世界の教員養成・アジア編』, 学文社, 2005.9.
- 堀内孜「日本とタイにおける教員養成と市民性教育」, 平田利文編『市民性教育の研究—日本とタイの比較』, 東信堂, 2007.2.
- 村田翼夫『タイにおける教育発展—国民統合・文化・教育協力—』, 東信堂, 2007.9.
- バンコク日本人商工会議所編『タイ国経済概況 (2006/2007 年版)』, 2007.
- 平田利文『日本・タイ両国における市民性教育のカリキュラム開発に関する実証的比較研究』, 平成 17-19 年度科学研究費補助金 (基盤研究 B) 研究成果報告書, 2008.3.

○英文

ONEC: The National Scheme of Education 1992

HORIUCHI, Tsutomu: Some Problems on Reform of Teachers Colleges in Thailand and Cooperation for the Development of Higher Education in Rural Communities, REC Issan -Nua United Colleges, 1993

ONEC: Principles and Strategies in The Reform of Teachers and Educational Personnel Training and Development, 1993

ONEC: Synopsis of Master Plan for Teacher Education and Teaching and Educational Personnel Development, 1993

ORIC: Rajabhat Institute Act B.E.2538(1995)

KHURUSAPHA: Standards on Teaching Profession, 1995

CHULAVATNATOL, Montri: Recent Innovation in Teacher Education and Teacher Reforms in Thailand, ONEC 1995

SYKES Gary, FLODEN Robert, WHEELER Christopher: Improving Teacher Learning in Thailand - Analysis and Options, ONEC 1997

Teacher Development Office, OTCSC: Office of The Teacher Civil Service Commission, 1997

ONPEC: Introducing ONPEC, 1997

ONEC: Synopsis of the Eighth National Education Development Plan (1997-2001)

ONEC: Education in Thailand 1997

ONEC: Education in Thailand 1998

Ministry of University Affairs: Thai Higher Education in Brief, 1998

HORIUCHI, Tsutomu: Teacher Education Reform in Japan, International Conference on Reforming Teacher Education for the New Millennium, Faculty of Education Chulalongkorn University, 2000

PITIYANUWAT, Somwung: Reform Proposals for Teaching Profession in Thailand, ONEC 2001

Secretary Office of The Teachers Council of Thailand: Teachers and Educational Personnel Council Act B.E.2546(2003)

Act on Teacher Civil Service and Educational Personnel Regulations B.E. 2547(2004)

Professional Standards Bureau, The Secretariat Office of The Teachers Council of Thailand: Educational Professional Standards, 2005

HORIUCHI, Tsutomu: New Dimension of Teacher Education Reform concerning Licenses for Teachers and Administrators - How to produce new School Leaders for new School Management - Kansai Society for the Study of Educational Administration: Study of Educational Administration and Finance, vol.32, 2005

The Secretariat Office of The Teachers Council of Thailand: Laws on Practice of Educational Profession (vol.2), 2006

Office of Education Council: Education in Thailand 2005/2006, 2006

Bureau of Information and Communication Technology, Office of the Permanent Secretary, Ministry of Education: 2005 Educational Statistics in Brief, 2007